

議案第 9 号

富士見市いじめ防止条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市いじめ防止条例（平成27年条例第14号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星 野 信 吾

提 案 理 由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行によるいじめ防止対策推進法の一部改正に伴い、富士見市いじめ防止条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市いじめ防止条例の一部を改正する条例

富士見市いじめ防止条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。